

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱

平成 27 年 7 月 31 日制定
平成 28 年 8 月 24 日改正
平成 30 年 9 月 3 日改正
令和元年 9 月 17 日改正
令和 2 年 3 月 19 日改正
令和 2 年 9 月 1 日改正
令和 3 年 7 月 13 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正

(通則)

第 1 条 千葉県介護施設等整備事業補助金及び交付金（以下「補助金及び交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金及び交付金は、増加していく医療や介護需要に対応しながら、高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、現行の千葉県高齢者保健福祉計画に掲げた介護施設の整備目標に留まることなく、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を積極的に推進することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 補助金及び交付金は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村が作成する実施要綱第 3 の介護施設等整備事業計画書（以下「計画書」という。）に基づき、市町村が実施する施設等整備事業又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業
- (2) 民間事業者が作成する計画書に基づき、民間事業者が実施する施設等整備事業
- (3) 民間事業者が実施する、実施要綱第 4、2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（1）及び 3 定期借地権設定のための一時金支援事業

(交付の対象除外)

第 4 条 次に掲げる事業については、交付の対象としない。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
 - ア 既に実施している事業
 - イ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
 - ウ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

- エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
 - オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 事業を行うために締結する契約が、事業者の定める経理規程等に反する契約である場合
 - エ その他施設開設準備経費に関する事業として適当と認められない事業
- (3) 定期借地権設定のための一時金支援事業
- ア 保証金として授受される一時金である場合
 - イ 定期借地権の設定期間が 50 年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
 - ウ 定期借地権の当事者が利益相反関係とみなされる場合
 - エ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - オ 事業を行うために締結する契約が、事業者の定める経理規程等に反する契約である場合
 - カ その他定期借地権設定に関する事業として適当と認められない事業
- (4) 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修等支援事業
- ア 既の実施している事業
 - イ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
 - ウ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - エ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (5) 民有地マッチング事業
- ア 前年度以前に実施した事業
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
 - エ その他民有地マッチングに関する事業として適当と認められない事業
- (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
- ア 新型コロナウイルス発生前（令和 2 年 1 月 16 日以前）に実施した事業
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ その他新型コロナウイルス感染防止対策支援に関する事業として適当と認められない事業
- (7) 介護職員の宿舎施設整備事業
- ア 既の実施している事業（実施要綱別表 7 の第 1 欄に定める介護施設等が建設中のものは対象

とする。)

イ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

ウ 建物と一体とする設備でない設備整備事業

エ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

オ その他宿舍施設整備に関する事業として適当と認められない事業

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行とするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第5条 補助金及び交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

次表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 区分 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|-------------------|-----------------------------|---|
| 地域密着型サービス等整備等助成事業 | 実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額 | 施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費(第4条の(1)から(5)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、 |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 | | <p>消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
|-----------------------------------|--|---|

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

次表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 区分 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|---------------------------------------|-----------------------------|---|
| 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 | 実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額 | 特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護医療院等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 |
| 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業 | | 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。 |
| 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業 | | 介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料。 |

(3) 定期借地権設定のための一時金支援事業

実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額と一時金から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額に交付率を乗じた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

次表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の

額を交付額とする。

| 1. 区分 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|--|-----------------------------|---|
| 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修支援事業 | 実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額 | 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体であって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 | | |
| 介護療養型医療施設等転換整備支援事業 | | |
| 介護施設等における看取り環境整備推進事業 | | 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 |
| 共生型サービス事業所の整備推進事業 | | |

(5) 民有地マッチング事業

次表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 区分 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|------------|-----------------------------|--|
| 民有地マッチング事業 | 実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額 | 民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等 |

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

次表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 区分 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|-------|--------|---------|
|-------|--------|---------|

| | | |
|--|------------------------------------|---|
| <p>介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業</p> | <p>実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額</p> | <p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
| <p>介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p> | | <p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
| <p>介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p> | | <p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |

(7) 介護職員の宿舍施設整備事業

実施要綱第5に基づく算定方法により知事が必要と認めた額と宿舍を整備するための費用から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額に交付率を乗じた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金及び交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県が民間事業者の実施する事業（以下「民間実施事業」という。）に対して補助する事業の場合
- ア 民間実施事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、それぞれの事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 民間実施事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 民間実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は民間実施事業遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 民間実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに民間実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、県知事の承認を受けずに、この民間実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 民間実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、民間実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 民間実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも民間実施事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、民間実施事業を実施する者（以下「民間実施事業者」という）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事にこの補助金に係る仕入控除額があることが確定したことの報告があった場合は、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

ク 民間実施事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を民間実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

ケ 民間実施事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 民間実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 民間実施事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ 民間実施事業者がアからサまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

(2) 県が市町村の実施する事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して補助する事業の場合

ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村実施事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- ク 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ アからクにより付した条件に違反した場合は、この交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

(3) 市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）の場合

- ア 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ウ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- エ 市町村が、市町村補助事業に対して県からの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下、「市町村補助対象事業者」という。）に対し、次の条件を付さなければならない。
 - (ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、それぞれの事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - (イ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - (ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

- (エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この市町村補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (カ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも市町村補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。
- なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市町村長にこの補助金に係る仕入控除額があることが確定したことの報告があった場合は、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。
- (ク) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (ケ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (コ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (サ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (シ) 市町村補助対象事業者が（ア）から（サ）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。
- オ エにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- カ エの（オ）、（キ）及び（シ）により市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請）

第7条 市町村長又は民間実施事業者は、交付金の交付を申請しようとするときは、事業種別ごとに次表

に定めるとおり交付申請書を提出しなければならない。

| 事業種別 | | 期 日 | 対 象 |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------|
| 地域密着型サービス等整備助成事業以外の市町村補助事業 | | 内示後速やかに | 内示分全て |
| 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（民間実施事業又は市町村実施事業） | 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 | 知事が別に定める日までに | 契約を行う事業ごと |
| 定期借地権設定のための一時金支援事業（民間実施事業又は市町村実施事業） | | | |
| 上記以外の民間実施事業又は市町村実施事業 | | 内示後速やかに | |
| 地域密着型サービス等整備助成事業（市町村補助事業） | 内示前に市町村補助対象事業者が確定した場合 | 内示後速やかに | |
| | 内示後に市町村補助対象事業者が確定した場合 | 市町村補助対象事業者確定後速やかに | |

（変更申請手続）

第8条 市町村長又は民間実施事業者は、この交付金の交付決定後、その事業について変更の承認を受けようとする場合には、その事業についての変更承認を受けねばならないことが判明した日から、2週間以内に、交付変更申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（中止等の申請手続）

第9条 市町村長又は民間実施事業者が第6条の規定による中止又は廃止の承認を受けようとする場合には、その事業についての中止又は廃止の承認を受けねばならないことが判明してから、2週間以内に、交付中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 市町村長又は民間実施事業者は、下記の期日までに実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（1）民間実施事業又は市町村実施事業の場合

事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヵ月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに年度終了報告書（様式第5号）

を知事に提出しなければならない。

(2) 市町村補助事業の場合

市町村が交付すべき額を確定した日から起算して1ヵ月を経過した日(第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヵ月を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに年度終了報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 市町村長又は民間実施事業者は、第5条に規定する下記の事業のうち工事を伴う事業の進捗状況について、事業進捗状況報告書(様式第6号)により、毎年度11月末現在の状況を翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

- ・(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業
- ・(3) 定期借地権設定のための一時金支援事業
- ・(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
- ・(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策支援事業
- ・(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

(交付請求)

第12条 市町村長又は民間実施事業者は、この交付金を請求しようとするときは、交付額の確定通知を受理後、速やかに、請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項(2)又は(3)に該当する者(補助事業を行う者が法人である場合にあっては、その役員等が同項(1)から(3)までのいずれかに該当する者である法人)とする。

(事前着手)

第14条 市町村長又は民間実施事業者は、市町村実施事業又は民間実施事業に係る補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届(様式第8号)により知事へ届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行し、平成27年度分の予算に係る交付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行し、平成28年度分の予算に係る交付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行し、平成30年度分の予算に係る交付金について適用す

る。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行し、令和元年度分の予算に係る交付金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和元年度分の予算に係る交付金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年度分の予算に係る交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和3年度分の予算に係る交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行し、令和4年度分の予算に係る交付から適用する。

千葉県知事 様

（申請者）
所在地
名称
代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金交付申請書

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業種別 事業
- 3 交付申請一覧表（対象となる事業にチェックを入れてください。）
 - 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙1-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙1-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙1-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙1-④）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙1-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙1-⑦）
- 4 交付申請額算出内訳書（対象となる事業にチェックを入れてください。）
 - 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙2-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙2-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙2-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙2-④）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙2-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙2-⑦）
- 5 添付書類
 - (1) 収入支出予算（見込）書抄本
 - (2) 補助金額の算定の根拠となる書類
 - (3) 定期借地権の設定内容が分かる土地契約書の写し（定期借地権設定のための一時金支援事業のみ）
 - (4) 誓約書及び役員等名簿
 - (5) 市町村による公募の選定結果通知の写し（介護付きホームの場合）
 - (6) その他参考となる書類

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付申請書

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業種別 事業
- 3 交付申請一覧表（対象となる事業にチェックを入れてください。）
 - 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙1-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙1-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙1-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙1-④）
 - 民有地マッチング事業（別紙1-⑤）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙1-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙1-⑦）
- 4 交付申請額算出内訳書（対象となる事業にチェックを入れてください。）
 - 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙2-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙2-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙2-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙2-④）
 - 民有地マッチング事業（別紙2-⑤）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙2-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙2-⑦）
- 5 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (2) 事業者が確定したことが確認できる書類（市町村補助事業の場合）
 - (3) 交付金額の算定の根拠となる書類
 - (4) その他参考となる書類

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）

所在地

名称

代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金に係る事業を下記のとおり変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 変更内容等

- | | | |
|-------------|----------------|---|
| (1) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| (3) 差引増減額 | 金 | 円 |
| (4) 変更する内容 | 変更計画書（別紙1）のとおり | |

2 変更の理由

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付変更申請書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金交付金に係る事業を下記のとおり変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 変更内容等

- | | | |
|-------------|----------------|---|
| (1) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| (3) 差引増減額 | 金 | 円 |
| (4) 変更する内容 | 変更計画書（別紙1）のとおり | |

2 変更の理由

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付変更計画書

令和 年 月 日

市町村名（市町村実施事業又は市町村補助事業の場合）

名称（民間実施事業の場合）

変更した計画の内容

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）
所在地
名称
代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金交付中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金に係る事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日 令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金交付金に係る事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）
所在地
名称
代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 精算額一覧表（対象となる事業にチェックを入れてください。）
 - 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙1-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙1-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙1-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙1-④）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙1-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙1-⑦）
- 3 精算額算出内訳（対象となる事業にチェックを入れてください。）
 - 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙2-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙2-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙2-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙2-④）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙2-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙2-⑦）
- 4 添付書類
 - (1) 事業に係る収入支出決算（見込）書の抄本又はこれに準ずるもの
 - (2) 支出関係書類の写し（要原本証明）
 - (3) 契約書の写し（定期借地権利用事業のみ：交付申請書に添付した書類と変更がない場合は省略できる）
 - (4) その他参考となる書類

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金交付金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 精算額一覧表（対象となる事業にチェックを入れてください。）
- 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙1-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙1-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙1-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙1-④）
 - 民有地マッチング事業（別紙1-⑤）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙1-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙1-⑦）
- 3 精算額算出内訳（対象となる事業にチェックを入れてください。）
- 地域密着型サービス等整備等助成事業（別紙2-①）
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別紙2-②）
 - 定期借地権設定のための一時金支援事業（別紙2-③）
 - 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別紙2-④）
 - 民有地マッチング事業（別紙2-⑤）
 - 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別紙2-⑥）
 - 介護職員の宿舎施設整備事業（別紙2-⑦）
- 4 添付書類
- (1) 事業に係る市町村歳入歳出決算（見込）書の抄本又はこれに準ずるもの
 - (2) 額の確定通知（市町村→事業者）（市町村補助事業の場合）
 - (3) 支出関係書類の写し（市町村実施事業の場合）
 - (4) その他参考となる書類

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）
所在地
名称
代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金年度終了報告書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第 12 条後段の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 年度終了報告内訳表（別紙 1）

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金年度終了報告書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって交付の決定のあった令和 年度標記補助金交付金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第 12 条後段の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 年度終了報告内訳表（別紙 1）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）

所在地

名称

代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金に係る事業進捗状況報告書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号で交付の決定のあった令和 年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第 10 条の規定により下記のとおり 11 月末現在の事業の進捗状況を報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 事業進捗状況報告内訳表（別紙 1）

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金に係る事業進捗状況報告書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号で交付の決定のあった令和 年度標記補助金交付金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第 10 条の規定により下記のとおり 11 月末現在の事業の進捗状況を報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 事業進捗状況報告内訳表（別紙 1）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）
所在地
名称
代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金請求書

令和 年 月 日付け千葉県高第 号で額の確定のあった令和 年度 標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

| | |
|--------|--|
| 金融機関名 | |
| 本・支店名 | |
| 預金種別 | |
| 振込口座番号 | |
| 名義人 | |

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金請求書

令和 年 月 日付け千葉県高第 号で額の確定のあった令和 年度 標記補助金交付金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

| | |
|--------|--|
| 金融機関名 | |
| 本・支店名 | |
| 預金種別 | |
| 振込口座番号 | |
| 名義人 | |

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

千葉県介護施設等整備事業補助金事前着手届

令和 年 月 日付け千葉県高第 号をもって内示のあった令和 年度標記補助金に係る事業につきまして、補助金の交付決定通知を受ける前に着手したいので、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱第14条の規定により、次のとおり届出します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 着手予定年月日 令和 年 月 日
- 3 事前着手の理由

（備考）

- 1 この届出により補助金の交付決定が確約されるものではないことを承諾します。
- 2 補助金の交付決定がなされなかった場合又は補助金の交付決定の前に天災等により事業を中止した場合は、事前着手に係る費用を届出者が負担することを承諾します。